

令和2年2月28日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第1報】

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する「指定感染症」に指定された新型コロナウイルス感染症（指定日：令和2年2月1日）については、指定日以降、引き続き感染者数が増加し、また、感染者が確認された地域が拡大しているところであり、令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示されたところであります。

このため、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員が生じることが見込まれることから、このような教職員に対する就業上の取扱いについて別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

（本件担当）	
国立大学法人 静岡大学	
総務部職員課	
電 話	054-238-4419
F A X	054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱い

下記の特別な休暇を設ける。

なお、この特別な休暇は、政府からの発表、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知等を踏まえて見直すことがある。

記

1. 取得要件

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）又は特別支援学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する子を養育する教職員が、その子の世話（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、特別支援学級等が臨時休業となったことに伴う世話に限る。）のためやむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合

2. 休暇の期間

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、特別支援学級等が臨時休業となった期間のうちで、特に必要と認められる期間

3. 休暇の種類及び単位

特別な休暇とする。

必要に応じて1日、半日又は1時間を単位として取り扱う。

4. 有給又は無給の区別

有給とする。

5. 休暇の請求

教職員は、この特別な休暇を請求する場合には、事前に特別休暇届（特別休暇を請求するときに用いる休暇簿をいう。以下同じ。）により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに請求しなければならない。

特別休暇届には、次の事項を記載する。

- ・ 休暇の期間
- ・ 子の氏名及び学年並びに子が在籍する施設の名称
- ・ 子の世話をする者が休暇の請求者以外にいないことに関する説明

6. 出勤簿の処理

部局の総務担当は、この特別な休暇を取得した教職員に係る出勤簿については、この特別な休暇を取得した日の上段には「×」を、下段には「有給」と記載するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。